

放射性物質の自主検査について

東日本大震災でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました方々には心よりお見舞い申し上げます。

大震災の 2 次的災害として、福島原発事故による放射能汚染問題が発生しました。関東各県では、農産物の安全検査を行うとともに、情報を随時公開し、厚生労働省が策定した暫定基準値に基づいて出荷を行っております。当社も、その判断に基づいて出荷をしております。

それに加え、当社からの出荷農産物と当社に原料入荷する農産物について、独自に放射性物質の自主検査を行い安全確認を行ってまいります。下記の通り、その内容を報告いたします。

記

放射性物質の自主検査について

I. 出荷する農産物の自主検査について

①使用する機器と検査内容

検査項目	放射性ヨウ素スクリーニング測定
検査方法	緊急時における放射性ヨウ素測定法 (平成 14 年改訂、文部科学省) に準拠
測定条件	2 分間隔で 3 回測定
機器	GM サーベイメータ TGS-136 (ALOKA 社製)
測定線種	β (γ) 線
検出器	大面積端窓形有機 GM 管、窓径 ; $\Phi 50$ mm、入射窓面積 ; 19.6 cm ² 、 窓厚 ; 約 2.5 mg/cm ² 、開口率 ; 約 85% (保護メッシュ付き)
機器効率	$40\%/2\pi$ ($20\%/4\pi$) 以上 (36Cl 線源にて) 距離 5 mm

②自主検査の頻度とサンプリング

- 1) 週 1 回行う。
- 2) 各生産者のほ場ごと品目ごとにサンプリングし、検査を行う。
- 3) 原則として、翌週の出荷を予定しているほ場から、出荷する前に検査を行う。
- 4) 頻度とサンプリングについては、福島原発の進展、群馬県の大気中の放射線量(県の公表値)に基づき、適時判断をする。

③その他

- 1) 自粛となった翌日の 3 月 22 日に、外部機関に委託し検査。その後、群馬県で自粛が解除された翌週の 4 月 11 日の週より、上記の内容で自主検査を行っております。
- 2) 出荷の判断は県の指示に従います。
- 3) 数値につきまして、ご要望の方にはお伝えします。

II. 加工用の原料として入荷する農産物の自主検査について

①使用する機器と検査内容

検査項目	放射性ヨウ素スクリーニング測定
検査方法	自主検査の範囲
測定条件	1分間の測定
機器	ガイガーカウンター
測定線種	β (γ) 線
検査頻度	受入時の品目別

②自主検査の頻度とサンプリング

- 1) 受入時に、品目ごとに検査を行う。
- 2) 頻度とサンプリングについては、福島原発の進展、群馬県の大気中の放射線量(県の公表値)に基づき、適時判断をする。

③その他

- 1) 自粛になった翌日の3月22日に外部機関に委託し検査を行った後、群馬県で自粛が解除された翌週の4月11日の週より、上記の内容で自主検査を行っております。
- 2) 出荷の判断は県の指示に従います。
- 3) 数値につきまして、ご要望の方にはお伝えしていきます。

以上